

# 九州歯科大学内部質保証のための自己点検実施要領

令和元年9月11日

改正 令和2年10月12日

改正 令和3年10月1日

改正 令和4年4月27日

## (目的)

第1条 九州歯科大学における自己点検・評価に関する基本方針2(1)に定める大学の諸活動を実施する組織(以下「実施組織」という。)の行う、本学の諸活動についての点検・評価に関する事務については、この要領に定めるとおりとする。

## (点検及び評価の時期)

第2条 実施組織は、次の各号に掲げる大学の諸活動について、各年度の1月末までに点検・評価を実施し、その結果を速やかに公立大学法人九州歯科大学内部質保証委員会(以下「内部質保証委員会」という。)に報告するものとする。ただし、内部質保証委員会委員の提案により、緊急に自己点検・評価が必要と認められた事項についてはこの限りではない。

- (1) 教育課程についての点検・評価
- (2) 施設設備についての点検・評価
- (3) 学生支援に関しての点検・評価
- (4) 学生受入に関しての点検・評価

## (実施組織と責任体制)

第3条 大学の諸活動毎の実施組織と責任体制については、別表1のとおりとする。

## (点検・評価の実施方法及び改善計画の実施)

第4条 実施組織は、第2条に定める自己点検・評価を行うときは、各種アンケート等のデータ、資料に基づき独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が公表する大学機関別認証評価自己評価実施要項(以下「自己評価実施要項」という。)に記載された分析の手順により行う。この際、本学の状況を整理するために自己点検評価チェックシート(様式1)を作成するものとする。

2 実施組織は、前項による点検・評価の結果、改善すべき点やより優れた取り組みがあるときは、様式1により改善の方策を策定し改善計画を実施する。また、その改善計画が達成されるまで、その実施状況を内部質保証委員会に報告する。

## (判断基準)

第5条 点検・評価については、その項目の分析に必要な根拠資料・データを確認できたときは、その事項に関する基準を満たすものと判断する。

附 則

この要領は、令和元年9月11日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年10月12日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月27日から施行する。

項目	番号	分析項目	点検評価項目	実施組織	責任者
教育課程	1	6-1-1	学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	学部教授会 大学院教授会	学部長 大学院研究科長
	2	6-2-1	教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること		
	3	6-2-2	教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること		
	4	6-3-1	教育課程の編成が、体系性を有していること		
	5	6-3-2	授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること		
	6	6-3-3	他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること		
	7	6-3-4	大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	大学院教授会	大学院研究科長
	8	6-4-1	1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	学部教授会 大学院教授会	学部長 大学院研究科長
	9	6-4-2	各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること		
	10	6-4-3	シラバスに授業名、担当教員名、授業の目的・到達目標、授業形態、各回の授業内容、成績評価方法、成績評価基準、準備学習等についての具体的な指示、教科書・参考文献、履修条件等が記載され、学生に対して明示されていること		
	11	6-4-4	教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること		
	12	6-5-1	学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること		
	13	6-5-2	学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること		
	14	6-5-3	社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	就職支援会議	副学長（就職支援担当）
	15	6-5-4	障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	障がい学生支援会議	副学長（教育担当）
	16	6-6-1	成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	学部教授会 大学院教授会	学部長 大学院研究科長
	17	6-6-2	成績評価基準を学生に周知していること		
	18	6-6-3	成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること		
	19	6-6-4	成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること		
	20	6-7-1	大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	大学院教授会	大学院研究科長
	21	6-7-2	大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文審査基準」という。）を組織として策定されていること		
	22	6-7-3	策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること		

別表 1

項目	番号	分析項目	点検評価項目	実施組織	責任者
教育課程	23	6-7-4	卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること	学部教授会 大学院教授会	学部長 大学院研究科長
	24	6-8-1	標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること		
	25	6-8-2	就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	就職支援会議	副学長（就職支援担当）
	26	6-8-3	卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	学部教授会 大学院教授会	学部長 大学院研究科長
	27	6-8-4	卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	就職支援会議	副学長（就職支援担当）
	28	6-8-5	就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること		
施設及び設備	29	4-1-1	教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備を法令に基づき整備していること	施設整備委員会	副理事長
	30	4-1-2	法令が定める実習施設等が設置されていること		
	31	4-1-3	施設・設備における安全性について、配慮していること		
	32	4-1-4	教育研究活動を展開する上で必要なICT環境を整備し、それが有効に活用されていること	情報セキュリティ委員会	副理事長
	33	4-1-5	大学組織の一部としての図書館において、教育研究上必要な資料を利用可能な状態に整備し、有効に活用されていること	図書館運営委員会	附属図書館長
	34	4-1-6	自習室、グループ討議室、情報機器室、教室・教育設備等の授業時間外使用等による自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていること	ラーニングコモンズ委員会	副学長（教育担当）
学生支援	35	4-2-1	学生の生活、健康、就職等進路に関する相談・助言体制及び各種ハラスメント等に関する相談・助言体制を整備していること	学生支援対策会議 大学院教授会 就職支援会議	学部長 大学院研究科長 副学長（就職支援担当）
	36	4-2-2	学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう、必要な支援を行っていること	学生支援対策会議	学部長
	37	4-2-3	留学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること	学生支援対策会議 大学院教授会	学部長 大学院研究科長
	38	4-2-4	障害のある学生その他特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること	障がい学生支援会議	副学長（教育担当）
	39	4-2-5	学生に対する経済面での援助を行っていること	学生支援・研究支援課	事務局長
学生受入	40	5-1-1	学生受入方針において、「求める学生像」及び「入学者選抜の基本方針」の双方を明示していること	入試委員会 学部入試委員会 大学院入試委員会	学長 学部長 大学院研究科長
	41	5-2-1	学生受入方針に沿って、受入方法を採用しており、実施体制により公正に実施していること		
	42	5-2-2	学生受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取り組みを行っており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていること		
	43	5-3-1	実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないこと		

## 自己点検評価チェックシート

						作成日	令和	年	月	日
項目		番号		分析項目		実施組織名		責任者名		
点検評価項目										
<b>1 自己点検評価</b>										
<p>評価分析項目の基準を満たしているか。該当する方に○をつけてください。            (1) に○を付けた場合は、2を記入してください。(より優れた取組みがある場合は、3以降も記入してください。)            (2) に○を付けた場合は、3以降を記入し、必要に応じて資料を添付してください。            アンケートにより検証した場合は、根拠としてアンケート分析結果を添付してください。</p>										
<p>(1) 満たしている (より優れた取組みがある場合を含む。) (2) 満たしていない</p>										
<b>2 活動の状況と評価分析項目を満たしていると判断した根拠</b>										
簡潔に記入してください。また、その根拠となる資料の名称を記入してください。										
<b>3 改善すべき点とその改善方策又はより優れた取組みとその取組み内容</b>										
自己点検評価の結果、改善すべき点がある場合は、その内容と改善方策（検討中のものを含む）について、また、より優れた取組みがある場合は、その取組みの内容（検討中のものを含む）について記載してください。										
<b>4 改善計画又はより優れた取組みの実施計画</b>										
改善または取組みの実施に向けたスケジュールを示してください。										
<b>5 その他</b>										
その他報告事項があれば記載してください。										

※ 自己点検評価を行う際には、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が示す大学機関別認証評価実施要項の各分析項目を参照してください。また、記載スペースが足りないときは、適宜スペースを調整してください。